



# 配置予定技術者調書における留意事項について

## 1 条件付一般競争入札の入札参加申込について

- (1) 対象工事の入札に参加を希望し、かつ、参加条件を満たしている業者等は、指定した期限（発注表に記載）までに、電子入札システムにおいて配置予定技術者調書を添付して入札参加申込みをしてください。
- (2) 同一の現場代理人及び技術者で入札予定日の複数の案件に入札参加申込できますが、その場合、現場代理人の兼任に関する運用の試行期間中においては、開札順に先に2件まで落札したものを落札決定とし、他の案件については無効となります。ただし、複数の配置案で配置予定技術者調書を提出したものについては、資格条件を満たす場合に限り有効とします。

## 2 現場代理人（建設業法 19 条の 2 第 1 項）について

- (1) 現場代理人に工事現場の常駐を求めており、他の工事と兼務できません。  
（いちき串木野市建設工事請負契約書標準書式第 10 条）  
ただし、現場代理人の兼任に関する運用の試行期間中については、兼任を認める工事の条件を満たした場合は、申請により 2 件まで認めるものとします。
- (2) 現場代理人に請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（3 箇月以上の雇用関係）があること。

## 3 主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項）について

自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3 箇月以上の雇用関係）があり、請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上の工事については、契約期間中、本工事現場に専任で配置できる技術者であること。

## 4 監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項）について

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計（以下「下請総額」という。）が 4,500 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

## 5 その他

- (1) 現在、他工事に配置している技術者又は現場代理人を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に配置可能な技術者とする。  
（配置可能な技術者として認められる場合は①現在配置している工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っている場合、②途中交代が認められることが証明される場合に限る。）
- (2) 入札参加申込時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足すること。